

百里飛行場の民間共用化に関する調整会議における合意事項の一部
変更についての確認

平成15年6月27日一部変更

平成11年8月23日、運輸省（現国土交通省）、防衛庁（現防衛省）及び茨
城県により確認された標記事項の一部を別添のとおり変更することを確認する。

平成20年4月14日

国土交通省航空局飛行場部管理課長

櫻井俊樹 

国土交通省航空局飛行場部計画課長

干山善幸 

国土交通省航空局管制保安部保安企画課長

坂野公治 

国土交通省航空局管制保安部管制課空域調整整備室長

倉富隆 

防衛省経理装備局施設整備課長

宮澤直幸 

防衛省運用企画局運用支援課長

尾崎徹 

防衛省航空幕僚監部防衛部施設課長

木村和彦 

防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長

荒木淳一 

茨城県企画部長

清瀬和彦 

共用化に向けた検討状況（運航関係 その１）

国土交通省・防衛省・茨城県

検討課題	合意内容	備考
1 民航機の管制要領		
出発経路	①百里—NAKA—大子—新千歳 ②百里—JUUO西—磐城—新千歳 ③百里—NAKA—大子—大阪等 ④百里—NAKA—日光—大阪等 ⑤百里—JUUO西—大子—大阪等 （詳細については、共用開始までに合意する。）	
到着経路	①新千歳—大子—JUUO西—百里 ②新千歳—大子—NAKA—百里 ③大阪等—日光—百里 ④大阪等—日光—NAKA—百里 ⑤大阪等—大子—NAKA—百里 ⑥大阪等—大子—JUUO西—百里 （詳細については、共用開始までに合意する。）	
進入方式 〔進入管制区等の改正〕	①天気が良い時 北～西側空域でのデジタルプロローチを基本とする。 その実施のため、 ・北～西側空域において所要の進入管制区の拡大を行う。 （詳細については共用開始までに合意する。） ②天気が悪い時 東側空域を使用したレーダー誘導、ILS進入等を基本とする。 （詳細については、共用開始までに合意する。） その実施のため、 ・訓練等への影響を局限するための施策を行う。	
現・新滑走路運用要領	新滑走路については主として民航が使用し、現滑走路については主として自衛隊が使用する。 （詳細については、共用開始までに合意する。）	

※：今回変更箇所

共用化に向けた検討状況（運航関係 その2）

国土交通省・防衛省・茨城県 備考	
検討課題	合 意 内 容
2 自衛隊機の運用・訓練等の機能補償	①民航機の1時間当たりの着陸便数は、当面1便を基本とする。 * 1 実際の民航機のダイヤ編成に当たっては、訓練への影響の程度及び民航機の運航計画等を勘案し、時間帯によっては制限便数緩和の弾力的取扱いも考慮 (時間帯の設定については共用開始までに両者協議の上決定) * 2 将来、上記基本便数を変更する必要がある場合には、その時点で防衛、国土交通両省※間で再検討 ②運用・訓練及び観閲式、航空祭、訓練展示等の特別行事等（予行を含む）に対する影響を局限するため、民航機ダイヤ等の制限を行うことを認める。（詳細については、共用開始までに合意する。）
3 騒音対策	①民航機就航に伴う地元対応（苦情処理）については茨城県が実施する。 ②経路上の関係市町村の同意は茨城県が取り付ける。 ③周辺騒音対策については、環境影響評価による騒音予測コンターが現在の騒音対策区域よりも拡大する場合には、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律により必要となる対策と同等の対策を茨城県が共用前に実施する。

※：今回変更箇所

共用化に向けた検討状況（施設関係 その1）

国土交通省・防衛省・茨城県

検討課題	合意内容	備考
1 施設計画 現滑走路	①民航機が利用するために嵩上げを実施する。 ②嵩上げ厚は、防衛省※基準により算出する。（民航中型機対応） ③新滑走路が現滑走路の転移表面に抵触しないよう措置する。 ④滑走路縦断面は、できるだけフラットになる計画とする。（詳細については、基本設計時に調整する。） ⑤現滑走路嵩上げ後の両端バリアー設置については、防衛省※が新たに提供するバリアー（BAK12、BAK12/15）を設置する。	
新滑走路	①新たな滑走路を現滑走路の西側210mの位置に設置する。 ②滑走路の長さは、2,700m、着陸帯の長さは、2,820m（幅150m）とする。 ③過走帯32.5m※（周辺の幅150mの整地を含む）を整備する。 ④新滑走路運用開始前に、現滑走路の両端からバリアー（BAK12、BAK12/15）を移設する。 ⑤両端に航空機待機場用ウォームアップエプロンを整備する。	
管制塔	①現管制塔近傍（計画図参照）に移設する。なお、管制塔の移設に伴い、気象レーダーの移設が必要な場合は移設する。 ②新管制塔の器材については、飛行場管制業務の運用中断の防止を前提として、整備すると共に、現有器材の移設による再利用の検討を行う。	
ターミナル地区	位置は飛行場南西部（計画図参照）とする。	
2 航空保安施設計画 VOR/TACAN	VORを新設し、TACAN（付帯施設を含む）を移設する。新設、移設の位置は、基地西側隣接地（計画図参照）とする。	TACANは機能補償として移設する。
PAR	①PAR（付帯施設を含む）の移設については、両滑走路間への移設を原則として、電波伝搬、安全性等の要件について調査・検討を行う。（計画図参照） ②上記の調査・検討の結果、両滑走路に移設した場合、要件を満たさないことが明らかになった場合には、その他の適切な位置への設置を検討する。	PARは機能補償として移設する。
移動式ラブコン ILS	移設したPARの近隣地での移動式ラブコンの運用用地を確保する。	
照明施設	GP（付帯施設を含む）を現・新両滑走路間に移設し、DMEを付加する。（計画図参照）	GPは機能補償として移設する。
	①現滑走路については、現行の照明施設を使用する。	
	②新滑走路については、国土交通省基準により整備する。	

※：今回変更箇所

国土交通省・防衛省・茨城県

※：今回変更箇所

※：今回変更箇所

東亞行旅共居化整備事業：望海計画平面図

